

基本診療料に係る項目

基本診療料の施設基準：療養病棟入院基本料 1

【令和 8 年 6 月 1 日～の評価表 ※()内は 65 歳以上】

| | 疾病・状態に係る医療区分 3 | | | 疾病・状態に係る医療区分 2 | | | 疾病・状態に係る医療区分 1 | | | 疾病・状態にある患者のうち スモンの患者 |
|----------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | 処置等に係る医療区分 3 | 処置等に係る医療区分 2 | 処置等に係る医療区分 1 | 処置等に係る医療区分 3 | 処置等に係る医療区分 2 | 処置等に係る医療区分 1 | 処置等に係る医療区分 3 | 処置等に係る医療区分 2 | 処置等に係る医療区分 1 | |
| ADL 区分 3 | 入院料 1 2035 点 (2014 点) | 入院料 4 1763 点 (1742 点) | 入院料 7 1715 点 (1694 点) | 入院料 10 1902 点 (1881 点) | 入院料 13 1526 点 (1505 点) | 入院料 16 1442 点 (1421 点) | 入院料 19 1902 点 (1881 点) | 入院料 22 1513 点 (1492 点) | 入院料 25 1054 点 (1033 点) | 入院料 28 1902 点 (1881 点) |
| ADL 区分 2 | 入院料 2 1980 点 (1960 点) | 入院料 5 1708 点 (1688 点) | 入院料 8 1660 点 (1640 点) | 入院料 11 1847 点 (1827 点) | 入院料 14 1498 点 (1478 点) | 入院料 17 1414 点 (1394 点) | 入院料 20 1847 点 (1827 点) | 入院料 23 1485 点 (1465 点) | 入院料 26 1006 点 (985 点) | 入院料 29 1847 点 (1827 点) |
| ADL 区分 1 | 入院料 3 1692 点 (1672 点) | 入院料 6 1420 点 (1400 点) | 入院料 9 1372 点 (1352 点) | 入院料 12 1559 点 (1539 点) | 入院料 15 1344 点 (1323 点) | 入院料 18 1260 点 (1239 点) | 入院料 21 1559 点 (1539 点) | 入院料 24 1331 点 (1310 点) | 入院料 27 901 点 (881 点) | 入院料 30 1559 点 (1539 点) |

＜看護職員、看護補助者の員数＞

2F 病棟 (44 床) + 3F 病棟 (55 床) = 2F・3F 病棟 (99 床)

○看護職員は、日勤・夜勤あわせて 16 人以上 (2F 7 人、3F 9 人、うち、各 1 人が夜勤)

○看護補助者は、日勤・夜勤あわせて 16 人以上 (2F 7 人、3F 9 人、うち、各 1 人が夜勤)

1 日当たり計 32 人以上が看護及び介護に当たります。

(合計) 2F 14 人、3F 18 人=32 人/1 日が当たります。

【入院時食事療養費】

◇70 歳以上の患者様及び 65 歳以上の老人医療対象者の食費

| 区 分 | | 医療の必要性の高い方 | 医療の必要性の低い方 |
|---------------------|----------------------|------------|------------|
| ① 一般の方 | | 550 円/食 | 550 円/食 |
| ② 区分Ⅱ (住民税非課税世帯) | 過去 1 年間の入院日数が 90 日以内 | 270 円/食 | 270 円/食 |
| | 過去 1 年間の入院日数が 90 日以上 | 220 円/食 | |
| ③ 区分Ⅰ | | 130 円/食 | 160 円/食 |
| ④ 区分Ⅰ | (老齢福祉年金受給権者・境界層該当者等) | 130 円/食 | 130 円/食 |

◇ 65歳以上～70歳未満の患者様（老人医療保険対象者は除く）の食費

| 区 分 | 食 費 | |
|-----------------------|------------------|--------|
| ア（標準報酬月額 83 万円以上） | 550円/食 | |
| イ（標準報酬月額 53 万円～79 万円） | | |
| ウ（標準報酬月額 28 万円～50 万円） | | |
| エ（標準報酬月額 26 万円以下） | | |
| オ（被保険者が市区町村民税の非課税者等） | 過去1年間の入院日数が90日以内 | 270円/食 |
| | 過去1年間の入院日数が90日以上 | 220円/食 |

◇ 65歳未満の患者様（老人医療保険対象者は除く）の食費

| 限 度 額 区 分 | 食費のみ |
|-------------------------|--------|
| ア（標準報酬月額 83 万円以上） | 550円/食 |
| イ（標準報酬月額 53 万円～79 万円） | 550円/食 |
| ウ（標準報酬月額 28 万円～50 万円） | 550円/食 |
| エ（標準報酬月額 26 万円以下） | 550円/食 |
| オ（低所得者）過去1年間の入院日数が90日以内 | 270円/食 |
| オ（低所得者）過去1年間の入院日数が90日以上 | 220円/食 |

◇ 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方の食費…300円⇒330円/食

【居住費】 ※特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は負担はありません

| | |
|-------------|--------|
| 自己負担（1日あたり） | 430円/日 |
|-------------|--------|

施設基準の届出事項

（基本診療料）

- 療養型病院入院基本料Ⅰ
- 療養病棟療養環境加算1
- 診療録管理体制加算2
- データ提出加算1または3
- 経腸栄養管理加算
- 口腔管理連携加算

（特掲診療料）

- 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- CT撮影（4列以上16列未満のマルチスライスCT）
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料

(入院時食事療養等)

*入院時食事療養（Ⅰ）（食事療養（Ⅰ））

管理栄養士によって管理された食事を、適時適温で提供しています。

*入院時生活療養（Ⅰ）

(その他)

○酸素の購入価格の届出

保険外負担（税込料金）

(1) 文書料（診断書及び証明書等を発行の場合）

①3,300円／1通 ②5,500円／1通 ③11,000円／1通

※書類等の金額は内容によって①～③のいずれかの金額になります。

死亡診断書：11,000円／1通

(2) リース料（リース業者との直接契約となります）

(3) 私物に係る物品購入費

(4) 機材など破損時の修理等に係る費用

(5) 健康管理費（インフルエンザ等の予防接種を希望の場合の自己負担分）

(6) 他科受診付添費（同行者：運転手・看護者）*平日日中で先方からの指示があった場合
⇒ 3時間以内…3,850円 3時間以上…5,500円

○室料差額（特別な療養環境に係る）

※ 徴収の場合は、保険給付による療養病棟療養環境加算算定者以外です。

| 種類 | 病棟 | 部屋番号 | 設備等 | 料金 |
|------|------|------|------------------------------|--------|
| 一人部屋 | 3F病棟 | 326 | エントバス、トイレ付、TV 電話、酸素及び吸引設備 | 5,500円 |
| 二人部屋 | 3F病棟 | 318 | | 3,300円 |

○日常生活費

| 種類 | 内容 | 料金 |
|---------------|-----------------|----------|
| おむつ代 | ・布おむつ 85円／枚 | **** |
| | ・紙おむつ 220円／枚 | |
| | ・おムツカバー 175円／枚 | |
| | ・尿取パット（小） 65円／枚 | |
| | ・ 〃 （中） 75円／枚 | |
| ・ 〃 （大） 80円／枚 | | |
| TVリース料 | TVリースの料金 | 55円／日 |
| 理美容代 | 専属理容師によるもの | 2,545円／回 |
| エンゼルケア セット | ・浴衣あり | 21,000円 |
| | ・浴衣なし | 20,000円 |

入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養に係る施設基準

1. 当院では、入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養を担当する部門が組織化されており、常勤の管理栄養士が入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養部門の指導又は責任者となっており、入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の指導を行っております。
2. 一般食を提供している患者様の栄養補給量については、患者様個々に算定された医師の食事せん又は栄養管理計画による栄養補給量を用いることを原則とするが、これらによらない場合には、推定エネルギー必要量及び栄養素（脂質、たんぱく質、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC、カルシウム、鉄、ナトリウム（食塩）及び食物繊維）については、健康増進法（平成14年法律第103号）第16条の2に基づき定められた食事摂取基準の数値を適切に用いております。
なお、患者様の体位、病状、身体活動レベル等を考慮しております。
また、推定エネルギー必要量は治療方針にそって身体活動レベルや体重の増減等を考慮して適宜増減しております。
3. 当院では、患者様の病状により特別食を必要とする患者様については、適切な特別食が提供されております。
4. 当院の療養の実態、当該地域における日常のサイクル、患者様の希望等を総合的に勘案し、適切な時間に適切な温度の食事を提供しております。この場合においては、それぞれ患者様の症状に応じて必要とする栄養量の提供をしております。
5. 提供食数（日報・月報）、食事せん、献立表、患者入退院簿、食料品消費日計表等の入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養関係の帳簿が整理されております。
なお、関係事務業務の省力化を図るために、食品納入・消費・在庫等に関する諸帳簿は、実情を勘案しできる限り一本化を図るなどして、簡素合理化に努めております。
6. 適時の食事の提供を行っております。
なお、夕食に関しては午後6時以降に提供しております。
7. 保温食器等を用いた適温の食事の提供を行っております。即ち、適温の食事の提供のために、保温・保冷配膳車を用いており、入院患者様全員に適温の食事を提供する体制が整っております。
なお、電子レンジ等で一度冷えた食事を温めた場合は含みません。
8. 職員に提供する食事と患者様に提供する食事との区別を明確にしております。
なお、患者様に提供される食事とそれ以外の食事の提供を同一の組織で行っておりますが、帳簿類、出納及び献立盛り付けなどは明確に区別しております。
9. 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養に伴う衛生管理は、医療法（昭和23年法律第205号）及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の基準並びに食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める基準以上のものであります。